

1 第2次行政改革大綱の策定にあたって

(1) 第2次行政改革大綱の策定の考え方

① 行財政改革の必要性

東松島市の財政状況につきましては、地方交付税、国庫支出金及び市債などに相当依存するなど自主財源に乏しく、東日本大震災の被災の影響による不安定な経済・雇用情勢による市税等の減収が懸念される一方、少子高齢化の進展に伴う社会保障費・繰出金の増加、施設の新設・経年劣化に伴う維持修繕費の増加などによる財政構造の一層の硬直化を招く状況となっております。

さらには、普通交付税の合併算定替終了問題があり、合併から10年間は合併がなかったものとして、旧2町の積み上げにより算定された額が交付されております(合併算定替)が、この措置も平成26年度で終了し、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度からは東松島市として一本化算定されることになっております。

現段階での試算では、年間約6～7億円の減額となる見通しであり、今からそれに耐えうるだけの財政体質の改善に向けて行財政改革を継続的に進めていく必要があります。

また一方で、東日本大震災がもたらした被災の影響により、本市の人口は、震災前の43,142人(平成23年3月1日現在)から震災後には40,526人(平成25年1月末現在)までに減少していることは、更なる市税等の減収、普通交付税の減額に大きく起因してくるほか、滅失した土地・家屋に対し課税される固定資産税についても、大幅な減収見込みとなっております。

そのような状況下のもと、今後、東日本大震災からの着実な復旧・復興に向けた事業実施に向け、過去に類のない規模の事業に対する財源と事業実施に必要なマンパワーを確保していく必要があります、臨時的な事業の抑制だけでは、もはや財源・マンパワーの不足を緩和できない状況となっております。

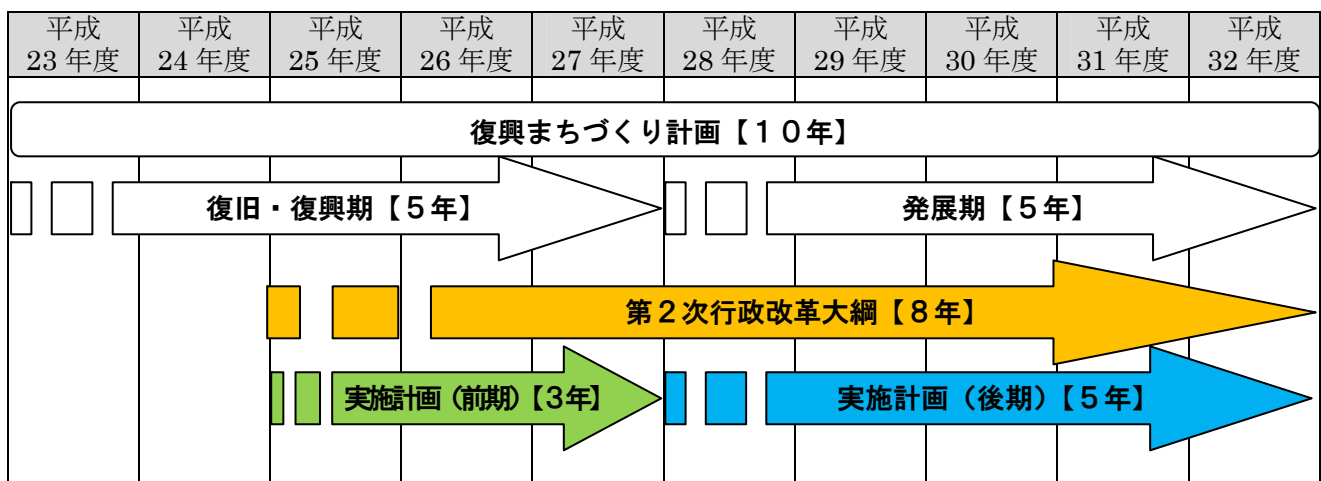
そのため、今後、経常事業領域の思い切った見直しが喫緊の課題であり、選択と集中の観点から、施設の維持管理事業をはじめ、あらゆる事務事業について費用対効果を見極めながら大胆かつ早期に事業の統合・縮小・休廃止、実施主体のあり方を含めた見直しを行うことが必要となります。

② 復興まちづくり計画との関係性

第2次行政改革大綱は、その最上位計画にある「復興まちづくり計画」具現化の有効な手段である民間資源の積極的活用により行政経営資源（財源、人材、ノウハウ等）を確保していくとともに、これまで培ってきた「協働のまちづくり」の精神に基づき、協働事業及び官民連携事業を総合的・計画的に推進するために、本大綱に基づき、市民、NPO、企業、大学、議会及び行政等が連携していくために必要な方策を明確にしていき、効果的・効率的な行政経営につなげていきます。

また、これまでの長い市政運営のなかで培ってきた市民生活と行政サービスに密接な関係にあった「行政区」「コミュニティ」「学校・保育所」など、地域自治に欠かせない公共基盤を再構築していくために必要な現状把握と課題整理を行い、本市の行財政の方向性と整合性を図りながら地域コミュニティ再興に最大限配慮し、一日も早い復興地域自治の方向性を明確にしていきます。

【復興まちづくり計画並びに第2次行政改革大綱並びに実施計画期間】



③ 第2次行政改革大綱並びに実施計画の策定の趣旨

第2次行政改革大綱では、前行政改革大綱によって得られた成果を向上させていくため、残された課題等について懸案事項として再評価並びに検証を行い、実施計画に反映していきます。

また、震災からの復興を市の最優先課題とし、復興まちづくり計画の着実な推進を図るために必要な行財政運営体制づくり並びに震災復興後の市役所経営のあり方を見据えた上で必要となる新たな改革項目を掲げ、市民生活にとって必要な行政サービスを確実に実施していくことを前提とし、更なる行財政改革の推進に努めていきます。

(2) 第2次行政改革大綱並びに実施計画の推進体制

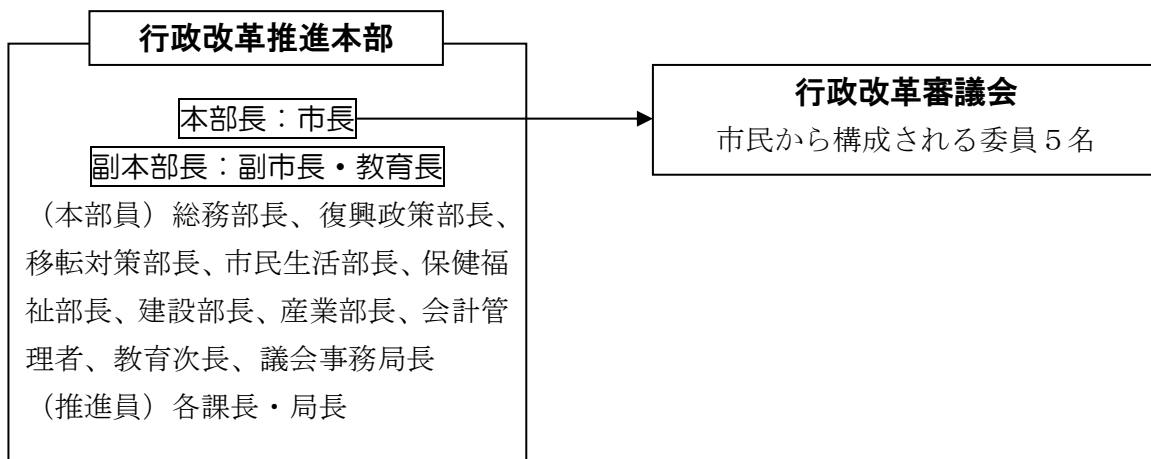
① 進行管理について

第2次行政改革大綱策定後、行財政改革を着実に推進するために市民で組織する「東松島市行政改革審議会」からの提言等を尊重し、庁内に設置する「東松島市行政改革推進本部」を中心として全庁的に取り組むこととし、市議会との連携を図り、行財政改革を積極的に推進していきます。

また、実施計画については、厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用し、市民ニーズに的確に対応していくため、各行政分野において、部署毎に実施する事業を検討していただくだけではなく、市全体を見渡し、一体的な行政運営を実施するべく、それぞれの緊急性、重要性等から優先順位をつけて、真に必要なものを実施していくための行政各部門の連携強化と、総合調整機能の確立を図りながら取組んでいくものとします。

なお、各改革実施項目への取り組み体制については、従前来の経常事業及び復興に係る個別事業の実施・管理に多忙を極めている庁内組織の実情に考慮していくこととし、復興まちづくり計画との関連性の高い改革実施項目に関し、必要に応じて適切な組織・人員体制の強化のもと実施していくものとします。

【東松島市における行財政改革推進体制図】



② 進捗状況の公表について

進捗状況については、議会に報告した上で年度ごとに公表します。市ホームページ等を通じて広く公表し、市民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進します。

2 これまでの行財政改革の取り組みと成果

東松島市では、平成17年度に策定した「東松島市行政改革大綱」に基づき、「行財政改革集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）」並びに「東松島市前期行財政改革実施計画」を策定し、「新しい公共空間」の形成と「相互信頼と市民協働」「分権と自立」「戦略」を目指した市政の実現を改革の考え方の基本として実践してまいりました。

この間、単に事業や経費の削減を目指すのではなく、それまでの行政サービスの手法や仕組みを変えることにより、質の高い行政サービスの提供と効果的・効率的な行政運営に取り組んできたところです。

(1) 前期行財政改革実施計画の進捗状況について

平成24年3月末現在、第4次前期行財政改革実施計画に掲載されている進行管理対象事業の進捗状況は下記のとおりになります。

改革項目	推進項目名	項目数	目標到達	一部実施	検討中等	達成困難
組織改革	(1)組織体制の改革	4	4	—	—	—
	(2)組織運営の改革	7	5	2	—	—
協働改革	(1)すべての人が参加できる環境づくりと多様な主体への配慮	3	3	—	—	—
	(2)新しい公共空間の形成	1	1	—	—	—
	(3)市民自治を広げ深める	1	—	1	—	—
財政改革	(1)時代に対応した財政運営	38	32	6	—	—
	(2)分権時代にふさわしい自立した財政運営	10	5	4	—	1
	(3)将来世代への責任を果たす財政運営	18	17	1	—	—
経営改革	(1)行政運営の効率化	2	1	1	—	—
	(2)官民の連携による最適なサービスの供給主体の選択	21	9	2	5	5
	(3)公共施設の統廃合と適正管理	2	—	—	2	—
	(4)第三セクターの見直し	1	—	1	—	—
情報改革	(1)市民と市役所とのコミュニケーションの改革	2	—	2	—	—
	(2)市民生活の安穩のための情報の保護	1	1	—	—	—
	(3)電子自治体の推進	2	2	—	—	—
計		113	80	20	7	6
進 捗 割 合 (%)			70.8%	17.7%	6.2%	5.3%

※詳細については「東松島市前期行財政改革実施計画改革達成度（進捗状況）一覧表」のとおり。

- ・「目標到達」・・・改革の内容を計画どおり実践し、改革により期待される成果を達成した項目
- ・「一部実施」・・・改革の内容は実践したものの改革により期待される成果が達成出来なかった項目
- ・「検討中等」・・・改革により期待される成果が計画期間内に出せなかった項目
- ・「達成困難」・・・調査・検討した結果、改革の内容を実践出来なかった項目